

「消火栓」や「防火水槽」付近は **駐車禁止**です！

皆さんは、火災現場で消防隊員が放水している姿をご覧になったことがありますか？

大きな火災になると、複数の消防車からホースが延長され、それぞれのホースから消防隊員が放水をし、消火活動が何時間にも及ぶ場合もあります。

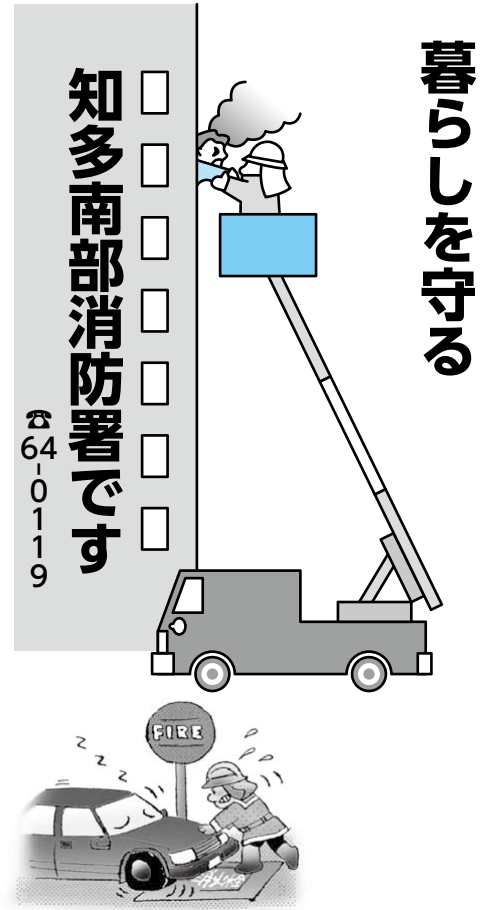
その消防車が消火に使用する水は、池や川の水を吸い上げている場合もありますが、多くの場合は道路上や歩道脇に設けられた消火栓や防火水槽を使用しています。しかし、道路上に違法に駐車された車両によって消火栓や防火水槽が使えなくなるといった事態が発生し、消火活動に支障を来すことがあります。

消火栓や防火水槽付近に駐車することは、法律でも禁止されていますので、絶対に駐車しないで下さい。

こんな場所への駐車はやめましょう

■ 駐車が禁止されている主な場所

- ・ 消火栓、消防用防火水槽の給水口又は吸管投入口から5メートル以内の部分
- ・ 消防自動車等の車庫や消防用防火水槽又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分



救命講習等中止のお知らせ

● 問合せ

知多南部消防組合消防本部企画管理課
☎64-0119



知多南部消防組合では新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、すべての対外指導（救命講習・防火指導等）を令和3年3月31日（水）まで中止することを決定いたしました。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いたします。

※ 町民の方々におかれましては、引き続き感染拡大防止のご協力を併せてお願いいたします。

野焼きに注意！！

知多南部消防組合消防本部予防課 ☎64-0121（直通）

野焼きは法律で禁止されていることをご存じでしょうか？「野焼き」とは、草木やごみを野外で燃やすことを言います。燃やす物をドラム缶やブロックで囲っていても行ってはいけません。

実は、野焼きが原因で多くの火災が発生しています。「野焼き・たき火」は毎年、火災の原因で多くの割合を占めており、中には、野焼きの火が次々と広がって離れた場所の民家を全焼させてしまった事例もあります。

しかし、野焼きの禁止には例外があります。農業、林業又は漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などを行うことができる場合もあります。

そういった例外に当てはまる野焼きだからといって火災につながらないわけではありません。

火が完全に消えるまでその場を離れない、火の粉が舞わないように少しずつ燃やす、水バケツ等の消火の用意など、多くの注意が必要です。

また、例外に当てはまる野焼きであっても、消防署への届出が必要となります。これは、誤報により消防車が出動するなどの混乱を避けるためのものであり、法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

野焼きは、それだけ危険ということを忘れないようにしましょう。

